

権利無視の応募要項!! フォトコンテストのいまを考える

松本徳彦 (JPS 副会長)

7月初めに「写真募集—あなたと都電の思い出が書籍になります。」と大見出しの3段抜きの広告が東京新聞の朝刊に載った。出稿元は東京都交通局、後援：東京新聞とある。

キャッチコピーに、「これまでの都電のあゆみを振り返るとともに、東京の変わりゆく街並みを後世に伝えるため、皆様がお持ちの都電にまつわる写真を募集します」とある。

これは「面白いぞ」、「古い写真を甦らせるいい機会だ」と感じられた方が沢山おられたと思う。確かに写真は過去の出来事や目撃した事実を、時を経て甦らせてくれる力＝記録性がある。何気なく捉えた写真であっても、そこには時代の雰囲気や思い出がいっぱい詰まっているから、たまらなく面白いし興味がわいてくる。読者の方たちは「これはいい企画だ」と、わが家の祖父が大切にしていたアルバムをひっくり返して、街並みや都電の写っている写真を探し出された方もおいででしょう。

ところが応募要項を読んで、はたと写真募集の意図に疑問がわいてきた。念のために広告頁を転載（一部割愛）すると、《応募時の注意点／…略…／著作権・肖像権について応募作品の著作権は東京都交通局に帰属します。東京都交通局はウェブサイトやカレンダー、パンフレット等で、作品の応募者の承諾を要することなく無償で、公表、複製、展示、印刷、頒布および上映する非独占的な権利を永久に有するものとします。応募者はこれに対して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします。応募作品の被写体の肖像権、著作権については、応募者が事前に使用許諾・承認を得た上でご応募ください。応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします／……》とある。

この要項の「応募時の注意点」を読めば読むほど、これでもいいのだろうかとか疑問が生じてきた。

1、著作権・肖像権について応募作品の著作権は東京都交通局に帰属します。

・入賞、入選に拘わらず、応募作品すべての権利を奪ってしまうのはひどすぎる。

2、東京都交通局はウェブサイトやカレンダー、パンフレット等で、作品の応募者の承諾を要することなく無償で、公表、複製、展示、印刷、頒布および上映する非独占的

な権利を永久に有するものとします。

・写真募集の目的が使用の範囲を超えて、応募者の承諾なく主催者は勝手に何にでも使えるというのは、主催者の権利の乱用ではなからうか。利用できる範囲を限定すべきである。少なくとも応募者には許諾を得るべきである。永久に権利を持つというのも問題で、使用期間を定め限定的とすべきである。

3、応募者はこれに対して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします。

・応募者の一切の異議も認めず、強権的に権利を奪うのはどんなものか。著作権で最も大事なものに著作者人格権がある。人格権には、作品を公表するか否かを決める権利があり、氏名表示権は発表された作品が誰のものかを表示する権利がある。また、同一性保持権は、無断で改変、改造されない権利があつて、法により保護されている。

4、応募作品の被写体の肖像権、著作権については、応募者が事前に使用許諾・承認を得た上でご応募ください。

・古い市電の珍しい写真など、本人が撮影したものかどうかわからないものはどうすればよいのか。ましてや肖像権など承諾の得られないものは、応募できないことになる。主催者が一番欲しかった古い写真や他人が写したと思われる写真などは投稿できないことになる。

5、応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。

・やむを得ないが、少々威圧的すぎないか。

6、色落ち、汚れなどある作品はデジタル修正をさせていただきます。

・念のため応募者に修正の必要性を説明すべきではないのか。

7、トリミング、リサイズ、デジタル加工などの修正を施して掲載することがあります。

・使用する上でやむを得ない範囲での修正はしかたないが、合成などの加工は許諾を得て、必要最小限にすべきではないのか。

8、著作権を侵害するもの、公序良俗に反するものや差別表現を含むもの、売買、交換等の情報を含むものなどは受け付けません。

・問題となりそうなものについては、応募者に通知してはどうか。

9、第三者の権利侵害または第三者の著作権等の権利侵害、または名誉毀損のおそれがある作品だと事務局が判断した際は、採用しません。

・念のため応募者に通知してはどうか。

10、応募作品は未発表のものに限ります。

・自作でない古い写真などの応募は確認のしようがないが…。

11、応募者は、応募した時点で要項に記載している内容に同意したものとみなします。万が一、応募要項の内容に違反する作品があった場合は、採用しません。

・応募規定は、原則として契約であるから、同意を求めることは許される。

と言うように、上記の応募要項は実に丁寧な文言で記されているが、随所に法律用語があって、素人には堅苦しく高圧的な印象を与え、折角古い写真を収集して、活用しようという大事業を行うに足らず、素人衆の善悪ある行動を、ないがしろにしないだろうかと心配する。

最近こうしたフォトコンテスト（以下 PC という）と称して、様々な方法で写真募集（主催）をする自治体や各種の法人、企業、個人などが増えている。

例えば、「美しい日本を撮ろう」（新聞社）と言う PC や、「スマイル PC」（公益法人）、「夢をかなえる」子どもの PC（団体）、「イルミネーション PC」（仙台市）、「PHOTO CONTEST」（住宅建設）、「あにあん」PC（兵庫県市民センター）、「海の中道 PC」（公益法人）、「やまぐちキレイな海岸 PC」（山口県）、「雷 PC」（電気会社）、「やちよ景観 PC」（八千代市）などネットで探せば実に沢山のコンテストの応募要項が検索できる。

その大部分が「応募作品の著作権は主催者に帰属します」とか「譲渡していただきます」「一切の権利を」といった著作権に関するものから、「使用にあたっては承諾なく、改造や改変、加工ができる」としたもの。「記録メディアの提出、譲渡」等を条件にした応募規定が増えている。

アマチュアの方にとって、フォトコンテストは賞金や賞品がもらえる。榮譽が得られる。励みになる。といったメリットがあるが、応募、投稿することで、自分の撮った作品の基本的な権利（著作権等）をすべて失うことと、榮譽を得た作品による写真展や写真集の出版、販売などもできなくなることを承知しておく必要がある。

それよりもコンテストの主催者のモラルの低下

が恐ろしい。これまでの主催者は写真関連企業やメディア、団体等が催し、写真文化の発展や振興を図るといった前向きな理念があって、写真人同士の励みや親交の場ともなっていた。それが主催者によっては、応募者は無数にいるから、この人たちから写真を応募してもらったり、投稿してもらえば、経費もさほどかからず、フィルムやデジタルデータが入手でき、様々な媒体に無償で利用できる。作品の譲渡や権利の委譲さえしてもらっておけば、あとは作品の改造や改変、合成、加工などをして、カレンダーやポストカード、写真集などにして販売することもできる。第三者に貸し出すことも可能になるなど、一方的な著作権のはく奪が行われる。

これまで日本写真家協会や日本写真著作権協会は、コンテストの応募要項について、「撮った写真の権利は撮影者にあること」や「作品を撮影者に断りなく、改変したり加工したりしない」「無断で第三者に貸し出したりしない」「コンテストの目的以外の用途に使わない」「主催者が利用できるのは2～3年程度とする」といった規定を応募要項に記載することを、主催者や関係者にお願いしてきた。同時に応募される愛好者の方々にも注意を喚起してきた。その結果、応募要項の冒頭に「応募作品の著作権は撮影者にあります」との文言が印刷され、「写真の著作権は撮影者にあるんだ」という権利意識が定着していった。しかし、ここに来て、その定説が崩れようとしていることに衝撃を受けている。ネット時代の「写真著作権の危機」である。例としたものはほんの一握りかも知れない。PCの審査をされている会員諸氏も、こうした現象を是とせず、権利意識を徹底し、写真文化の発展に努力しようではありませんか。

日本写真家協会（1950年設立）はプロ写真家組織として、写真文化の振興と写真家の権利の擁護を旗印に活動しており、著作権法の改正運動と権利擁護を中心に、写真史の構築や写真美術館設立運動、そして先達が記録し残してきた写真原板の収集・保存と利活用を行うアーカイブの構築などを行っている。

あなたと都電の思い出が書籍になります。

東京都交通局

OMOIDE GATA GOTO TOKYO TODEN DIARY

東京新聞 7月6日朝刊に掲載された広告